

31日に閉鎖すべき理由(必要性)は、ますますその根拠に欠けると言わざるを得ません。

また、温水プールは、現在の清掃工場の操業に対する付帯条件として運営されているのであるため、その操業が継続される(操業が停止されない)限り、貴組合が見返り策を提示しないまま温水プールを一方的に閉鎖することは許されないものであることは、貴組合もご承知のところであります。

したがって、貴組合におかれましては、公表されている温水プールの閉鎖期日を一旦取り消され(見直され)、新工場の着工時期との関係において真に必要となる期日まで延期されることを要望します。

(2) 事務局長の業務執行に対する指導について

当区は、令和3年10月18日付書面で、温水プールの廃止に伴う見返り策を速やかに提示されるよう、強く要求しました。

しかしながら事務局長からは、当区の要求に対し何らの反論も質問すらも示されず、肝心の見返り策も何ら提示されないまま、2年以上が経過してしまいました。つまり、当区の要求は事務局長によって2年以上に渡り完全に無視・放置されたのです。

このような状況のもとで、貴組合が公表されている温水プールの閉鎖期日(令和6年5月31日)が迫ってきたこともあり、当区は「温水プールの廃止に伴う見返り策の提示要望書(再)」を、令和5年9月12日付で送付したことは、貴職もご承知のところと存じます。

この要望書の再送付に対しても、事務局長は適切に対処することを怠って何ら反応せず、貴職のご決断・ご指導により、ようやく11月1日に懇談会が開催されるに至りましたが、その懇談会においても事務局長はほとんど自己弁護と言い訳に終止し、生産的な会の運営(遂行)には何ら貢献(寄与)することも出来ませんでした。

さらに、この懇談会を契機に、実務レベルでの各種打ち合わせを行い、当区から種々の要望・提案を事務局長に持ち込んで(提示して)おりますが、納得の行く対応はほとんど取っていただかず、多くの局面で積み残し・停滞状態が見受けられます。

事務局長および貴職の就任時期からみて、この人選に貴職が関与されていないことは、当区も十分認識しておりますが、現時点で上司・部下の関係にあられることは紛れもないところであることにご留意いただき、事務局長に対する適切なご指導をお願い致します。